

今月のお知らせ

お知らせ

自動車の 移転(変更・抹消)登録

自動車の売買や転居等をされた際には次のことにご注意ください。

○手放した自動車税の納税通知書が届いた

自動車税は、4月1日(午前0時)現在の登録名義人である所有者(割賦販売等で所有権が留保されている場合は使用者)に課税されます。

自動車を下取りに出したり、他人に譲ったりしたときは、必ず運輸支局で移転や抹消の手続きをしましょう。

※3月末までに手続きをしないと、翌年度分の税金が課税されます。

電話番号

総務企画課	財政係	☎82-5210
総務係	企画係	
町民生活課	町民税務係	☎82-5110
	生活安全係	☎82-5100
保健福祉課	保健係	☎84-7005
	福祉係	
	成年後見センター	☎84-7010
農林建設課	農林係	☎82-5230
	建設係	☎82-5270
交流推進課	観光交流係	☎82-5240
	商工労働係	
	ユネスコエコパーク推進係	☎82-5963
	(ただみ・ブナと川のミュージアム内)	
会計室		☎82-5120
只見保育所		☎82-2219
認定こども園		☎84-2038
明和保育所		☎86-2249
朝日診療所		☎84-2221
(歯科)		☎84-2612
こぶし苑		☎84-2101
只見公民館		☎82-2141
朝日公民館		☎84-2111
明和公民館		☎86-2111
教育委員会		☎82-5320
学校給食センター		☎84-7180
議会事務局		☎82-5300
農業委員会		☎82-5230

○転居して住民票は移したのに、自動車税の納税通知書が届かない

自動車税の納税通知書は、運輸支局に登録されている住所(自動車検査証に記載されている住所)に送付されますので、住民票の異動だけでは新しい住所へ送付されません。

転居したときは、必ず運輸支局で自動車検査証の住所変更の手続きをしましょう。

※3月末までに手続きをしないと、新しい住所に送付されず。

○車検切れで使用していない自動車にも、自動車税は課税される

車検が切れた自動車でも、登録がされている限り自動車税が課税されます。

壊れて動かなくなったり、

使わなくなったりした自動車は、運輸支局で抹消の手続きをしましょう。

抹消された翌月から、月割で課税されなくなります。既に年税額を納めている場合には、抹消した翌月以降の税金は還付されます。

※3月末までに抹消登録すれば、翌年度は課税されません。

【問合せ先】

福島県南会津地方振興局
県税部
☎0241-6215212

※登録に関する手続きは、運輸支局や南会津自家用自動車組合、自動車整備工場等にお尋ねください。

福島県立みなみあいづ支援学校が開校します

令和8年4月、知的障がいのある児童生徒が学ぶ特別支援学校が南会津町内に開校します。県立南会津高等学校敷地内に小・中学部校舎を新築し、柱・梁集材材の一部には南会津地域の唐松材が使用されています。また、高等部校舎は、高等学校の既存校舎の一部を改修して使用します。

この開校により、南会津地区における子どもたちの学びの場が広がるとともに、児童生徒の障がいの程度や教育的ニーズに応じた切れ目のない支援の充実が期待されます。

みなみあいづ支援学校は、児童生徒が地域の学校と交流や共同学習を通して「生活を共にする学校」、南会津の貴



▲小中学部校舎(外観)

税 今月の納期

3月25日までに
納めましょう

●農集排使用料(3月分)



重なる自然の中で、地域の力を生かしながら教える「地域と共にある学校」、特別支援教育について情報共有や研修等を行う地域のセンターの機能をもつ「地域の支援体制を支える学校」を目指していきます。